

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成31年3月1日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ダイエー

代表取締役 近澤 靖英

神戸市中央区港島中町四丁目1番1

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

グルメシティ九条東寺店

京都市南区九条島町54番地の1

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,325㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった

日

平成30年12月31日

(5) 変更する理由

閉鎖の為

3 届出年月日

平成31年2月20日

(産業観光局商工部商業振興課)